

第 11 回丸亀市行政改革推進委員会会議録

日 時	平成 19 年 7 月 6 日 (金) 午後 2 時 00 分 ~ 午後 4 時 30 分
場 所	丸亀市役所 別館 5 階 第 1 会議室
出席者	〔行政改革推進委員会委員〕 秋山 朋子、岩村 浩二、宇佐美 功、岡本 恵子、奥村 素一、酒井 明世、 高木 新仁、橘 節哉、松本 濱一 (五十音順、敬称略)〔以上 9 名出席〕 〔丸亀市〕 三谷総務部長、直江企画財政部長、子川健康福祉部長、多田文化部長、小野会計 管理者、宮川秘書広報課長、苗田職員課長、藤田企画課長、大林財政課長、森中 生活課長、十河市民課長、宮崎クリーン課長、白井亀寿園長、徳田都市計画課長、 泉学校給食センター所長、立岡生涯学習課長、宮本図書館長、白川財政課副課長、 廣田生活課副課長、川口農林水産課副課長、森田教育委員会総務課副課長、大西 学校教育課指導主事、宮浦文化課副課長、石井図書館次長、重成生活課担当長、 今井市民課担当長、葛西文化課担当長、山地(職員課)、大野(財政課)、横田(財政 課)、塊場(生活課)、徳永(河川公園課)、村尾(河川公園課)、笠井行政改革推進室長、 窪田(行政改革推進室)
欠席者	〔行政改革推進委員会委員〕 大西 綾子、河野 忠生、佐藤 智恵子、平井 靖士、細川 滋、宮武 明美 〔以上 6 名欠席〕
傍聴者	5 名
議 題	(1) 平成 18 年度集中改革プラン実績報告について (2) 集中改革プラン(平成 19 年 5 月末現在)の推進状況について (3) 財政健全化計画(第二次改定)について (4) そ の 他
会 議 概 要	
<p>酒井会長：ただ今より第 11 回丸亀市行政改革推進委員会を開催します。はじめに、今回は日程変更があり、皆様にご迷惑をおかけしたことをお詫びします。それでは、議事に入ります。</p> <p>議事(1)「平成 18 年度集中改革プラン実績報告について」と議事(2)「集中改革プラン(平成 19 年 5 月末現在)の推進状況について」を一括して事務局より説明を求めます。</p> <p>行革室(窪田)：(人事異動による新メンバーの紹介)</p> <p style="padding-left: 40px;">(議事(1)「平成 18 年度集中改革プラン実績報告について」説明)</p> <p style="padding-left: 40px;">(議事(2)「集中改革プラン(平成 19 年 5 月末現在)の推進状況について」説明)</p> <p>酒井会長：説明は終わりました。ご質問、ご意見等がありましたらお願いします。</p> <p>岡本委員：指定管理者のことについて、いくつかお尋ねします。まず、1 点目は、公園への指定管理者制度についてです。今回、説明のあった富士見坂の公園などは、指定管理者制度の手法ではなく、業務委託の手法で協働により管理をしていくとのことですが、どのような取組があって業務委託の手法となったのか、その経緯をお尋ねします。</p>	

2点目は、コミュニティセンターへの指定管理者制度の導入についてです。集中改革プランの進行管理表では、段階的に指定管理者制度を導入していくと書かれていますが、今年度に導入した城北コミュニティセンターの効果検証など、今後どのように進めていこうと考えているのかお伺いします。

次に3点目は、図書館についてです。図書館は、業務の民間委託を検討していく計画になっていますが、誰が・いつ・どこで・どのような検討をしているのかお尋ねします。それと、飯山総合学習センターに指定管理者制度を導入する計画はプランにあります。その施設の中にある飯山図書館も一緒に指定管理者制度を導入するのか、その点の考え方についてお伺いします。また、市民団体との協働により図書館運営を見直す計画では、図書費の削減が含まれていて、実際に大幅な図書費の削減が行われています。この計画に図書費の削減が含まれていることは、今回資料をいただくまで分からなかったのですが、図書費を削減することが図書館運営を良くするとは思いませんので、市の図書館運営の考え方についてお聞きしておきたいと思えます。

酒井会長：それでは、3点について順番にお答えをお願いします。

河川公園課(村尾)：まず、今回ご報告させていただいた8公園を選定した経緯については、これまでの維持管理の実績、団体の運営状況、また委託団体の指定管理者制度導入に対する意向が少し前向きであったことなどから制度導入候補の公園として選定しました。しかしながら、昨年、富士見坂の4公園について指定管理者を募集したところ、応募者なしという結果になりました。その他の公園についても、制度の説明や協議を進めていく中で、指定管理者としての業務が非常に煩雑であること、団体の構成員が既に高齢化していること、また特定のスタッフのみでの運営となっているのでスタッフの重荷になるということ、加えて制度主旨から使用料などの定めのない自由使用の公園では制度導入のメリットが見えないということもあって、私どもとしても今の維持管理業務の形態で地元と十分に連携はとれているし、役割分担を明確にして更に踏み込んだ相乗効果のある協働の形で運営をしていきたいと考え、今のところ業務委託の手法で管理を継続していこうと判断しています。今後、地元から指定管理者制度を使いたいといった意向があれば、制度導入といったことも考えていきたいと思っています。

岡本委員：指定管理者制度の導入に当たっては、市民にとってメリットとなる管理運営ができる団体に公募に応じていただいたり、市民団体がそういった力を付けたうえで行っていただきたいと思いますが、今の丸亀市ではまだまだ難しいところもあるような気がします。もう少し長い目で見ていただき、団体に力がついて、自分達がもう少し自由裁量で活性化した使い方をしたいといった意向が出てきたときに制度を導入していただきたいと思えますので、河川公園課の判断は非常に当たり前で、指定管理者制度の導入についてしっかり検討された結果、妥当な方向転換を行ったものと高く評価します。

酒井会長：それでは、2点目のコミュニティセンターについてお答えください。

生活課長：コミュニティセンターへの指定管理者制度導入については、地元コミュニティがセンターの自主的な運営を行うことによって、組織力の強化や地域の活性化につながるものと考え実施しているところです。そのため、今の段階では、城北コミュニティセンターへの制

度導入に対する効果を検証するまでもなく、段階的に制度導入を進めていく予定であります。しかしながら、段階的にと申しまして相手がありますことから、地元コミュニティに出向いて十分に制度説明や協議を重ねたうえで、地元の環境が整い、同意をいただける所から導入していきたいと考えています。

酒井会長：今のお答えの中で、効果検証をするまでもなくといった発言がありましたが、現段階では城北コミュニティに対する制度導入効果を検証していないということですか？

生活課長：コミュニティセンターへの指定管理者制度導入は、先ほど申し上げましたように、地元コミュニティの組織力の強化と地域の活性化を目的としていますことから、現段階では城北コミュニティについても、そのような方向で進めていただいていると考えています。

酒井会長：今後も年度末が来た段階で効果を検証することなく、段階的にコミュニティセンターに指定管理者制度を導入していくということですか？

生活課長：そういった意味での検証は、当然実施していきます。平成 20 年度導入に向けた取り組みとしては、今現在、各地区に入って制度説明などを実施していますので、同意をいただける地区があれば実施していこうと考えています。

岡本委員：城北コミュニティを指定管理者にするのは、まずモデル的に実施するといったお考えであったと記憶しているのですが、そうであれば効果の検証はやはり必要で、しっかりと目に見える形で制度導入効果があらわれてこそ成功事例と言える訳で、それから次のコミュニティに働きかけをするといったことをしないと、単に同意を得たから制度を導入するというのでは、行革の方策としての民間活力の活用方策としては、本来の目的を見失っているような危惧を感じます。そういったことから、今後の制度導入については、その検証結果を踏まえたうえで、若しくは、城北がもしうまくいかなかったとしても自分の所はうまくやるんだという意向があるところには、制度を導入していただきたいと考えます。

生活課長：当然、制度導入による組織力の強化や地域の活性化が図れているかというのは、検証すべきと考えています。また、制度導入に当たりましては、地元の意思が重要でありますので、その環境が整っていない所に無理に制度を導入しようとは考えていませんので、地元と十分に協議しながら進めてまいりたいと考えています。

酒井会長：それでは、3 点目の図書館についてお答えをお願いします。

図書館長：計画にあります委託というのは、指定管理者制度導入も踏まえたものであります。中央図書館については、現在、美術館との一体施設として、制度導入も可能ではないかといった考えを持っています。また、飯山図書館についても、飯山総合学習センターに併設されていますので、総合学習センターが制度を導入する段階で、一体的に制度導入も可能であると考えています。綾歌図書館については、綾歌市民総合センターの 2 階部分を使用している関係上、制度導入は難しいと思っています。次に、図書館での指定管理者の業務の範囲については、あくまで施設管理とカウンター業務、図書の貸出や返却、予約等ではないかと考えています。その他の予算・決算、図書の購入、また図書館運営協議会に関することについては、市がやらなければならない業務と考えています。いずれにいたしましても、公立図書館といった性格も十分に踏まえ、図書館運営協議会とも十分に協議しながら、指定管理者制度導入については、検討してまいりたいと考えているところです。最後に、図書費については、市

の方針の中で削減を行っていますので、現状の予算を有効に執行、また維持してまいりたいと考えています。

岡本委員：図書館は、指定管理者制度を導入するということが基本にあるのですか？

図書館長：指定管理者制度も踏まえた中で検討するということです。

岡本委員：指定管理者制度を導入しないということもあり得るということですか？

図書館長：そうです。業務委託といったこともあります。

岡本委員：それでは、最初にお聞きしたのですが、それを誰が・いつ・どこで検討しているのですか？

図書館長：現在、教育委員会内部で検討しています。

岡本委員：教育委員会とは、職員の方々ではなく教育委員のことですか？

図書館長：そうです。

岡本委員：それは教育委員会が結論を出すことなのですか？

図書館長：教育委員の意見を聞き、教育委員長が決定します。

岡本委員：図書館運営協議会との協議は、既に行っているのですか？

図書館長：7月18日に開催し、意見を伺う予定にしています。

岡本委員：教育委員会だけではなく、市民の意見も聞くということですね？

図書館長：そうです。

岡本委員：図書費の削減については、図書館が決めたわけではなく、市の方針として決まったということですが。

財政課長：平成17年度の予算は、旧丸亀市・飯山町の予算を合算したものであり、平成18年度については、その後の市の財政状況を勘案し全体の枠の中で削減して欲しいということで、各部へ枠配分を実施して、部の中で削減をお願いしました。また、全国の類似団体の図書費の状況については、2,000万円から2,500万円が標準的であるという資料がありましたので、平成18年度については、このような形で削減をさせていただいたということでもあります。今後は、市の財政状況、また市内3館の図書館ネットワークの構築なども進めていますので、その効果なども見ながら、図書費については増額もあり得ると考えています。

岡本委員：地方では、どうしても情報から遠ざかって、都市との格差社会の中に巻き込まれてしまいがちなので、特に市民の知的財産である図書館が、財政当局から言われたからといって図書費をこんなふうに減らすのではなく、図書館協議会や教育委員会と十分に検討したうえで、図書館として必要なものは何としてもつけて欲しいといった議論をすべきだと思います。

秘書広報課長：3月末まで財政課で担当をしておりましたので、少しお話をさせていただきますと、平成18年度予算については、極めて厳しい財政環境を何とか乗り切ろうということで、全庁的に経常経費を20%カットで編成しました。その中で、教育委員会にも前年度比20%カットの枠配分をして、教育委員会内で議論をいただいた結果、教育委員会では子どもに対する予算を一律に20%削減することは無理だということで、大人に関する部分の予算を削減しようということになり、図書費についても削減に至ったということでもあります。当然、図書が財産であるということは分かっていますが、財政破綻を避けるための緊急避難的な措置と

して、図書費の削減に至っているということをご理解をいただきたいと思います。今後も、引き続き図書費を圧縮していくということではないということをご理解ください。

岡本委員：言っていることは分かりますが、図書館は大人のためだけでなく、子どものためでもありますので、よく考えて貰いたいと思います。それと、指定管理者についても、生涯学習センターのように、教育委員会の事務室を区切って指定管理者に出している施設もありますので、美術館に指定管理者を導入したからとか、総合学習センターを指定管理者に出すからというのではなく、時間をかけてじっくりと検討した結果、丸亀市の図書館運営はこうで、こういう明確な理由があって指定管理者に出すとか、出さないという結論を出していただきたいと思います。

酒井会長：他にご質問等がありますか？

岩村委員：冒頭で職員の退職者増により人件費について大きな削減効果を得られたという説明がありましたが、その一方で退職金の増加、特に早期退職であれば割増金もあると思うので、その点についてどの程度の増加があったのかを教えてくださいたいと思います。

財政課長：退職金については、平成 18 年度に 65 名の退職で、金額が 14 億 2,100 万円となっています。平成 17 年度は、51 名の退職でしたので、10 億 7,000 万円から大幅な増となっています。早期退職者については、人数にして 65 名中 27 名となっており、人件費増額の大きな要因となっています。

岩村委員：割増退職金については、どのようになっていますか？

職員課長：国の基準に従いまして、60 歳から 1 歳早く退職することによって、2%の割増となっています。しかし、ここ 2 年ほどで退職手当の支給率が引き下げられており、退職手当の支給そのものに抑制がかかってきている状況となっています。また、国では新給与構造改革ということで、平成 18 年度から新給与表を導入しています。その中で退職手当の計算方法も若干変わってきておりますが、従前の退職金は補償しなさいということもありますので、例え丸亀市が新給与表を導入したとしても、財政的には変わりはないと考えています。

宇佐美委員：退職金の財源は、市債を発行しているのですか？

職員課長：現在のところ、市債発行で賄うという状況には至っておりませんが、今後、勸奨退職者の増加とか若い方がどんどん辞めていくということになれば、市債発行も検討していかなければならないと考えています。

橘委員：今回、下水道の繰出金の削減計画について報告されましたが、香川県特有の課題として、これまでいろいろな経過のもと、削減やまた新たな施策を盛り込み増加していくことで節水対策が行われている中、丸亀市の水対策における基本的な姿勢をお聞きしたいと思います。

経営課長：現在、渇水状態にあり市民の皆様にご迷惑をおかけしており、またご協力もいただいているところです。その中で、下水道の水利用については、ホームページ等でも浄化センターなどの水を利用してくださいということで情報提供していますが、再利用については、浄化センターが海際にあり、一部合流式ということもありまして、どうしても海水が入って塩分が高くなり、それを再利用するにはコストもかかるということで、将来を見据えて検討していきたいと考えています。

橘委員：再利用がいいのか、他の方法があるのか、いろいろな形の対処の方法があると思いますが、削減にばかりに目が向いた行政改革であってはいけないと思うので、丸亀市としてお金がかかってでも資本投下をしていくといった、将来を見据えた方向性があるのかをお聞きしたいと思います。

経営課長：その他の方法も含めてということになりますと、非常に視野の広い話になってしまうのですが、今現在、水源開発もやっており、また合併したことにより、旧1市2町のシステムがそれぞれになっていますことから、昨年からの水道の基本計画の策定に取り掛かっています。その中で将来的な展望をとりまとめていきたいと考えています。いずれにいたしましても、絶対量が少ないことから、再利用や雨水利用なども考えていかないと、水源開発だけでは少し難しいところがあるので、全体的なところで考えていく必要があると思っています。

橘委員：手をこまねいては前には進まないで、基本的な方向性を持って、そのための財源も入れていかないと、いつまでたっても解決しないと思います。

経営課長：もうひとつ言うと、丸亀市だけで納まる話ではありませんので、香川県とも連携しながら進めていければと考えています。

橘委員：私もこの前、香川県の観光協会の会議に出席した時に、こういった水対策の話は出しておきました。

酒井会長：以前に下水道の話で、旧丸亀の南部地区は、下水道をするには膨大な費用がかかるので、合併浄化槽で下水道と同じ効果を得るといようなことを聞いたことがあるのですが、今の話は、湯水などもきっかけに上水と下水を総合的に考えて計画を作っているということなんでしょうか？

経営課長：下水道と上水道を一緒にすると話がしにくくなるのですが、まず上水の基本計画を策定して、その中で、上水の使命でもあります安全で安心な水を、最も効率的に安定して供給していく方法を考えることになります。また、下水道については、確かに垂水地区まで下水道を引っ張るといことになると膨大な時間と費用がかかることになるので、費用対効果の面で問題もありますし、湯水の面から見ると、話にあった合併処理浄化槽であれば、そこで処理してそこで流すということですから、要は使った水は外へ流す、流すと地下へ染み込み、染み込んだ水は地下水でくみ上げられるといったように、順繰りに回って何回も同じ水を使うということになります。元々、少ない水を効率よく利用していくということでは、合併浄化槽も一つあり得るのかなと思いますが、それらを総合的にまとめて一つの方針に決めるというのは、極めて難解で、検証もしにくい所があります。いずれにいたしましても、今後はいろいろな方向で研究していかなければならないと思っています。

酒井会長：逆です。一つの方向に決めると、地域性があって無理が出てくるので、地域特性に合わせた方法を、担当課が総合的に検討していくという方向性があるのでしょうかということです。

経営課長：それは、市の方針として総合計画の中で積み重ねていくということになります。

岡本委員：窓口業務の一元化(ワンストップサービス)については、19年度もこれまでと変わりがなく、また検討ということになっています。どこかで方向転換することも必要かなと思いますが、そういう検討はなされているのでしょうか。それと、前回もお聞きした審議会への女

性委員の登用について、7月の広報でもこの委員会を含めて3つの審議会で公募委員の募集を
されていて改選の時期を迎えているようですので、現状をお知らせいただきたいと思います。

市民課長：現状では待合スペースやカウンターも非常に狭い状況で、年度末や年度初めの繁忙
期をはじめ、お客様に非常にご不便をおかけしているというのが本当のところではあります。そう
いった中で、新たな業務を追加するというのは、お客様に今以上に待ち時間を増やしてしまう
ことになりかねず、我々としては心配しているところでもあります。しかしながら、今の現
状で何か1歩でも市民サービス向上につながる方策をということで、例えば、お客様が住民
移動の手続きなどで市民課においていただいた時、お客様の用件に応じた関連部署をお知ら
せするチラシなどを作成し、少なくとも申請や手続き漏れがないような、二度手間をとらせ
ないようなご案内をする、そういった方策から取り組んでいければと考えているところでは
あります。

岡本委員：そういう手法こそ、丸亀市の実情に合わせて工夫された行政改革だと思えます。ぜ
ひ取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願いします。

行革室長：この委員会も改選時期を迎えまして、公募委員の募集なども行っておりますが、私
どもといたしましては、行革の方で40%以上の女性委員の登用という高い目標を掲げており
ますので、それを達成するよう努力していきたいと考えています。具体的には、学識の方、
また公共的団体の方で、行革に興味があって意見を言っていた女性の方がおられたら、
委員をお願いできたらと考えています。他の二つの審議会についても、そういった旨をお願
いしまして、検討いただくことになっていきます。ただし、それに見合う方がおられるかどう
かは分かりません。行革としては、女性委員の登用率向上に向けて、そういう動きをさせて
いただいているということをご理解をいただきたいと思えます。

岡本委員：まだ改選されていないようですが、前回から登用率が変わりなかったら、進行管理
表には遅れているという記載になるのですか？

行革室(窪田)：進行管理表にあるのは、市全体の附属機関等への女性委員の登用率ですから、個々
の審議会についてはなく、市全体の登用率の状況を記載させてもらっています。当然、目
標まで達しなかったら遅れているという記載になるのですが、今のところは、目標に向かっ
て取り組みが進められており、登用率も減ってはいないので、計画どおりということで記載を
させてもらっています。

酒井会長：議事(1)・(2)について、他にご質問等はありませんか？特にないようですので、議題(3)
「財政健全化計画(第二次改定)について」説明をお願いします。

財政課長：(議事(3)「財政健全化計画(第二次改定)について」説明)

酒井会長：説明は終わりました。何かご質問やご意見はありますか？

岡本委員：合併特例債の元利償還が平成27年度以降に本格的になるということは、この計画期
間後に借金返済が本格的になるということですか？財政規模は小さくなっていくのに、借金
を返す額は大きくなるということなのですか？

財政課長：合併特例債は、合併後10年間、地域の一体性のために実施する事業に対して、事業
費の95%を借り入れ、次の年から10年間かけて支払っていくこととなります。また、95%
の借入のうち、7割については地方交付税で措置をしてもらえることになっており、非常に有利
な制度で、本市としては、安全安心のまちづくりに係る事業について、できるだけこの制度

を利用して実施していきたいと考えています。しかしながら、資料にありますように、平成 20 年度に 69 億 2,000 万円の合併特例債事業を行いますと、同じ年に 59 億 8,800 万円の借入を行うことになり、その後 3 年間は据え置きますが、4 年後からは元金を償還していくということで、借入後 15 年間は影響が出るようになります。平成 20 年度の 59 億 8,800 万円の借入の場合ですと、平成 24 年度から元金約 4 億円を償還するようになり、それに加えて利子の 1 億 7,000 万円、合計約 6 億円を支払っていくことになります。今後、各年度の借入が繰り返されることになり、これからは公債費の管理が 1 番重要になってくると考えています。具体的には、平成 24 年度から約 10 年間、40 億から 43 億円の公債費を支払っていくことになり、財政規模が縮小する中で公債費比率が上がっていくことになるので細心の注意を払っていく必要があり、平成 27 年度以降の財政健全化計画も、公債費の管理とあわせて作成していかなければならないと考えています。

橘委員：平成 19 年度から平成 21 年度にかけて合併特例債事業を集中的に実施していくということですが、これは学校主体に計算した数字ですか？それとも公共事業も合わせて調査をして、必要なものを計上した数字になっているのですか？

財政課長：特に、取り急ぎ行わなければならないのが学校教育施設ということであり、平成 26 年度までの総額約 240 億円の合併特例債の中には、浜街道の 4 車線化や消防庁舎、その他の公共施設の耐震化などすべての事業が含まれています。

橘委員：災害がおきた場合には、学校だけで安心というわけにはいかないもので、一般的な公共施設も含めて投資を考えていかなければならないと思います。

財政課長：当然、コミュニティセンターなども古い施設については、この特例債事業の中で計画しています。

松本委員：集中改革プランの進行管理表では、補助金について計画どおり進められているものが多いのですが、言われたとおりの額を支払っているのか、それとも申請内容をよく見て支払っているのですか？

行革室長：集中改革プランと一緒に作成した「補助金の見直し基準」に 3 年間という期間を設けており、今年度にまたすべての補助金を見直し公表する事務作業を進めているところです。また、内容によっては一定額をお支払いするものもありますが、当然支出の段階ではチェックをさせていただいています。

松本委員：今回、この委員会は解散となりますが、次回の委員会の委員数及び公募委員数は何人になりますか？

行革室長：全体は 16 人で、公募は 3 人以内を予定しています。今回と同様です。

松本委員：前にも話が出たと思いますが、公募委員の数が少ないのではないかと思います。

行革室長：集中改革プランは 5 ヶ年計画となっていることから、もう 1 度原点に立ち返り職員数など計画の根幹から議論するのではなく、みなさんと考えたこの計画をしっかりと成し遂げていきたいと考えておりますので、可能な範囲は現体制でと考えているところです。

酒井会長：他に何かご質問等がありますか？

特に無いようですので、その他について事務局より説明を求めます。

行革室(窪田)：（その他資料「正規職員及び臨時職員等の職員数・人数等について」説明）

酒井会長：この件に関して、何か質問等がありますか？

特に無いようですので、本日お配りいただいた資料の説明をお願いします。

企画財政部長：（「財団法人丸亀市教育文化振興財団(仮称)の設立について(案)」説明）

酒井会長：現状報告ということで説明がありましたが、ぜひここで聞いておきたいということがありましたらよろしくをお願いします。

岡本委員：この構想が素案となって実現する折には、集中改革プランの中身が変わってくるといいますか？そして、その集中改革プランの中身が変わってくるという部分については、この推進委員会にお諮りいただけるのですか？

企画財政部長：プランが変わる部分については、当然、推進委員会の意見もお聞きしなければならないと考えています。

岡本委員：スケジュール的には、この委員会の意見を聞くのはいつ頃になるのですか？

企画財政部長：計画を練り上げるのが夏ですので、秋頃になるかと思います。

岡本委員：先ほど、図書館長が説明いただいた図書館への指定管理者は、教育委員会で検討して教育委員長が決めるということでしたが、この構想の中に図書館の指定管理者ということが入っています。図書館の制度導入についてはじっくり検討して欲しいとお願いしたら、図書館長から「はい」という返事をいただいたのですが、そうではないのですか？

企画財政部長：今回ご説明したのは、あくまで構想であり、先ほど申し上げましたように事業については、これからじっくりと検討していくこととなります。資料の中にある事業についても、すぐに新財団に渡せるものもあれば、渡せないものもあると考えているところです。

岡本委員：資料にある事業については、可能性のあるものをすべて書いたということですか？

行革室長：最大限ということで書かせてもらってます。

岡本委員：基本的にこの構想がどうかというのは、市と財団の理事会、議会とで決定していくことになるのですか？公の審議会等に検討をお願いするということはないのですか？

企画財政部長：先ほども申し上げましたとおり、市民の方の意見をどういった形で聞いていくかは、今後、考えなければならないと思っています。その手法については、資料にあるパブリックコメントでいいのかどうかも含めて検討します。ただ、審議会という形では考えていません。財団については、財団の方に執行機関がありますから、そこで最終決定をいただくこととなりますし、出捐金や指定管理者などについては議会の同意をいただかなければならない議案になります。従って、財団・議会・文化部といったところと今から十分に協議しながら素案を作りたいと考えています。

岡本委員：先ほどの説明では、教育委員会と市の両方の構想であるということでしたが、いわゆる担当部や担当課はどこになるのですか？

企画財政部長：今の財団の窓口がどこかということから考えますと、体協につきましては生涯学習課、ミモカは文化課、福祉事業団は施設によっていろいろな部課に分かれますが、団体への補助金については財政課が窓口になっています。文化部がかなりのウェートを占めた中で、市長部局においても窓口があるといった状況ですので、これらの集合体が窓口になると考えています。

岡本委員：そういったプロジェクトチームがあるということですか？

企画財政部長：今のところは、企画財政部と文化部でひとつのチームを作って作業に当たっています。

岡本委員：それでは、この構想を練り上げたのは企画財政部と文化部ということですね。

企画財政部長：そうです。今後は、事業ごとに練り上げなくてはならないので、事業ごとに作業チームを組もうと思っています。

岡本委員：作業チームを作るということであれば、今からいろいろな部署の方が動いていかなければならなくなりますが、私は非常に拙速な気がしますので、出来ればじっくりと一つひとつの事業を検証して、直営の方がいい部分は直営を守るといったことも考えて欲しいと思います。また、行革に関わる部分については、大きな変更になると思うので、直接財団の見直しに関わっている人たちだけでなく、こういった委員会の意見を聞く機会も1回と言わず、何回かあって貰いたいと思いますので、よろしくをお願いします。

酒井会長：先日、議会でも説明があったと聞いていますので、議会での反応を高木委員からご報告いただきたいと思います。

高木委員：議会の方にも一応、説明はありました。先ほど企画財政部長から発言がありましたように、これを必ずやっていくということではなく、それぞれの理事会なりのご意見を聞きながら進めていくということでしたので、我々議会としては、勉強会を持ちながら、進めていきたいと思っています。

酒井会長：本日は、私どもの任期の最後の会議でもありますので、他に何かご発言はありますか？

秋山委員：この行革の会に出て、はじめて丸亀市の動向が分かったかなという気がしています。率直な感想としては、公募委員の方々が行革に関して非常に熱心に考えられていて、会の中でも話が出ていましたが、人数を増やしてもいいのかなとも思いました。私は、他にもいろいろと会に出っていますが、この行革というのは、勉強していないと非常に難しいと感じました。それでも、私自身は、この会に出ることで、一般の方よりも丸亀市の動きを知ることが出来て良かったなと感謝しております。ありがとうございました。

奥村委員：特に今日のコミュニティセンターや合併特例債の話題は、切実に私どもコミュニティに関係することであり、そういった意味からも今日は聞き役に回させていただきましたが、委員となった2年間は、本当にいろいろと勉強させていただきました。ありがとうございました。

酒井会長：委員の皆様には、2年間、ご協力をいただきありがとうございました。今後とも、市政に関心を持って、市民の一人として意見を言っていきたいと思っていますので、よろしくをお願いします。

それでは、以上で本日の会議は閉会とします。ご審議お疲れさまでした。